

令和5年度（2023年度）農林水産団体検査実施概要

令和6年（2024年）4月
団体支援課

1 検査の目的

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び農業共済組合（以下「組合」という。）に対し、関係法（農業協同組合法第94条、森林組合法第111条、水産業協同組合法第123条及び農業保険法第209条）の規定に基づき、合法性、合目的性及び合理性の観点から業務及び会計の状況を検査し、改善すべき事項を指摘することにより、組合の健全な事業運営に資することを目的としている。

2 検査の種類

（1）法的根拠による分類

ア 請求検査

組合員又は会員の1/10以上（農業共済組合にあっては組合員1/20以上）の請求によって行う検査

イ 認定検査

法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査

ウ 随時（随意）検査

信用事業や共済事業を実施する組合の事業の健全な運営を確保するために、必要があると認めるときに行う検査

エ 常例検査

毎年1回を常例として行う検査（※一定の周期を定めて実施）

オ 子会社検査

組合の業務又は会計の状況を検査する場合において、特に必要があると認めるときに当該組合の子会社等に対して行う検査

《根拠法と条文》

	農業協同組合法	森林組合法	水産業協同組合法	農業保険法
請求検査	第94条第1項	第111条第1項	第123条第1項	第209条第3項
認定検査	第94条第2項	第111条第2項	第123条第2項	—
随時（随意）検査	第94条第3項	第111条第3項	第123条第3項	第209条第1項
常例検査	第94条第4項	第111条第4項	第123条第4項	第209条第2項
子会社検査	第94条第5項	第111条第5項	第123条第5項	—

(2) 検査実施範囲による分類

ア 全面検査

検査対象組合の全部門について行う検査

イ 部分検査

あらかじめ特定した事業又は検査に臨み必要と認めた事項について行う検査

ウ 事後確認検査

認定検査、随時（随意）検査又は常例検査を実施した組合を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

(3) 検査実施機関による分類

ア 単独検査

検査実施機関が単独で行う検査

イ 共同検査

県の要請により農林水産省等と共同して行う検査

3 検査体制

農林水産部 ————— 団体支援課（検査担当職員 11人）

4 検査対象組合数、検査周期、検査実施状況

組合数は R5(2023).4.1 現在

	組合数	検査周期	R5 実施状況
農 協	総合農協 13 専門農協 5	2年に1回 3年に1回	12
森林組合	15	おおむね3年に1回	5
漁 協	53 (沿海37、内水面13、業種別3)	おおむね3年に1回	15
農業共済	1	毎年1回	1

※ 令和5年度に実施した検査は、常例検査（全面・単独、部分・単独）である。

5 検査指摘事項の概要

令和5年度（2023年度）の検査指摘事項の概要は以下のとおり。

なお、信用事業を行う漁協及び農業共済組合は、県内にそれぞれ1組合のみであることから、漁協の信用事業及び農業共済組合に係る指摘事項については掲載していない。